



暮らしの手続き

届出・証明

戸籍の届出

市民課 ☎62-2980

戸籍はみなさんとその家族が日本国民であることを証明し、さらに出生・婚姻・離婚・転籍・死亡などの身分関係を記載した私たちの身分証明書です。届出は期限内に提出してください。婚姻届など任意の(創設的)届出の際には、本人確認ができるものを持参してください。



戸籍に関する届出一覧

※戸籍の届出に伴い、後日手続きが必要となる場合があります。

届出種類	届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの	注意事項等
出生届	生まれた日から14日以内 (国外で出生したときは、3ヶ月以内)	父・母・同居者・出産に立ち会った医師・助産師・その他の立会者・子の法定代理人	・出生地 ・子の本籍地 ・届出人の所在地 ・在外の大天使・公使または領事	・出生証明書 ・母子健康手帳 ・印鑑(届出人のもの)	命名は常用漢字・人名漢字・カタカナ・ひらがなを使用してください。
婚姻届	届出をした日から法律上の効力が発生します。	結婚する当事者	・夫または妻の本籍地または所在地	・夫婦双方の印鑑(一方は旧姓のもの) ・戸籍謄本(市内に本籍がない方) ※未成年者の婚姻には父母の同意書が必要です。	証人(成人2人)の署名・押印が必要です。
離婚届	・協議離婚の場合 届出をした日から法律上の効力が発生します。 ・裁判離婚の場合 調停成立・審判確定・判決確定・和解成立・請求の認諾した日から10日以内	協議離婚の場合は夫婦 裁判離婚の場合は裁判の提起者(10日過ぎて提起者が届出をしないときは、相手方可)	・夫または妻の本籍地または所在地	・戸籍謄本(市内に本籍がない方) 協議離婚の場合 ・夫婦双方の印鑑 裁判離婚の場合 ・調停調書の謄本・和解調書の謄本・認諾調書の謄本または審判書もしくは判決の謄本と確定証明書	協議離婚の場合は、証人(成人2人)の署名・押印が必要です。 また、未成年の子がいるときは父母いずれが親権者になるかを決めて届出してください。
転籍届	届出をした日から法律上の効力が発生します。	戸籍の筆頭者およびその配偶者(生存配偶者のみも可)	・本籍地 ・届出人の所在地 ・転籍地	・届出人の印鑑(筆頭者と配偶者は別々の印鑑) ・戸籍謄本(転籍前または転籍後の本籍が市外の方)	
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内(国外で死亡したときは、その事実を知った日から3ヶ月以内)	親族・同居者・家主・地主・家屋管理人・土地管理人・後見人・保佐人・補助人・任意後見人	・死亡地 ・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地	・死亡診断書(死体検査書) ・印鑑(届出人のもの)	死亡届を受理後、火葬許可証を交付しますので、事前に火葬場を予約してください。
死産届	死産をした日から7日以内	父・母・同居者・死産に立ち会った医師・助産師・その他の立会者	・届出人の所在地 ・死産地	・死産証書(死胎検査書) ・印鑑(届出人のもの)	死産届を受理後、火葬許可証を交付しますので、事前に火葬場を予約してください。

住民登録の届出

市民課 ☎62-2970

住民基本台帳は、みなさんの住所や世帯構成などの居住関係を記録・証明し、選挙人名簿への登録や就学、国民健康保険、国民年金などの基礎となるものです。住所や世帯構成などが変わると、一覧表の届出期間内に届け出してください。なお、届出人の本人確認のできるものを持参してください。代理人の場合は委任状が必要です。



住民登録に関する届出一覧

届出の種類	届出期間	持参するもの
転入届	市内に引越ししてきた日から14日以内	・転出証明書(前に住んでいた市区町村の役所で発行したもの) ・在学証明書(転入する家族に小・中学生がいる場合、前に通学していた学校長の発行したもの) ・所得証明書(子ども医療費の手続きをされる場合、1月1日時点での住所があった市区町村の役所で発行したもの) ・その他、前に住んでいた市区町村で各種手当や給付を受けていた場合、それらの証明書も提出してください。 ・在留カード、特別永住者証明書(外国人の方のみ) ・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(交付を受けている方のみ)

届出の種類	届出期間	持参するもの
転出届	市外に引越しする前後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証(登録者のみ) 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 介護保険被保険者証(資格者のみ) 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) その他、現在市の各種手当や給付を受けている場合、それらの証明書 <p>※引越しする日と、引越し先の住所が手続上必要となります。明記できるよう調べてください。</p> <p>※外国に1年以上移住する場合も届出が必要となります。</p>
転居届	市内で転居してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 介護保険被保険者証(資格者のみ) 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) マイナンバーカード、住民基本台帳カード(交付を受けている方のみ) その他、現在市の各種手当や給付を受けている場合、それらの証明書 在留カード、特別永住者証明書(外国人の方のみ) <p>※小・中学校の場合、転居先によっては転校になる場合があります。事前に学校教育課にご相談ください。</p> <p>※社宅や寮の部屋番号が変わったときも届出が必要な場合があります。</p>
世帯変更届	世帯主が変更になったとき、または世帯の分離・合併があつたときから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)

※住所変更等の手続きは、土・日曜日、祝日は行っていません。

●各種申請手数料

証明の種類	手数料
住民票(謄本・抄本)	1通 300円
除票	1通 300円
住民票記載事項証明書	1通 300円
戸籍の附票	1通 300円
閲覧	30分／1人 300円
印鑑登録証明書	1通 300円
不在籍(住)証明書	1通 300円
身分証明書	1通 300円
仮ナンバー手数料	1件 750円
広域交付住民票(9:00～17:00)	1通 300円
戸籍(謄本・抄本)	1通 450円
除籍(謄本・抄本)	1通 750円
改製原戸籍(謄本・抄本)	1通 750円
受理証明書 (上質紙)	1通 350円 1通 1,400円
戸籍(届書)記載事項証明書	1通 350円

※戸籍や住民票はみだりにとることはできません。必要な場合は、使用目的、提出先などを明らかにしたうえで申請してください。その際、本人であることを確認させていただきますので、運転免許証等の本人確認書類および印鑑をお持ちください。戸籍・除籍・除票・戸籍の附票の閲覧は本人・他人を問わず一切できません。

※代理人、使用者の方は、委任状などの書面により代理権限の確認を行います。

※委任状の書式は、市のホームページからダウンロードできます。

印鑑登録

市民課 ☎62-2970

▶印鑑登録の申請

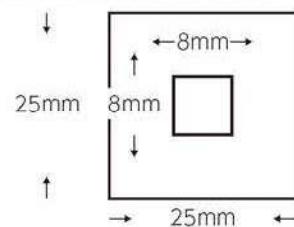
●登録できる方

袖ヶ浦市に住民登録の届出をしている満15歳以上の方。ただし、意思能力を有しない方は登録できません。



●登録できる印鑑

- (1)住民票に記載されている氏名あるいは氏名の一部を表しているもの(職業や資格など、氏名以外の事項を表しているものは不可)。
- (2)ゴム印、指輪印など、変質しやすかったり、減りやすい材質でないもの。
- (3)印影が鮮明なもの。
- (4)印影の大きさが、8ミリ以上25ミリ以下のもの。



●本人が申請する場合

- (1)ご本人が市民課または行政センター窓口で申請してください。
- (2)登録する印鑑をお持ちください。
- (3)本人と確認できるものが必要です。

①官公署が発行した免許証・許可証・身分証明書等で写真の貼付されているもの(例:自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等)。

②当市において印鑑登録をしている方が保証人となる場合で、申請書に保証人の署名、印鑑登録番号の記載および登録印が押印してあるもの。

上記①・②のいずれかをお持ちください。もし①・②のいずれも持参できない場合は、即日登録できません。本人確認のため照会・回答書をお送りしますので、回答書に署名、押印し、登録印とともに指定期間内にお持ちください。回答書と引換に印鑑登録証を交付します。



暮らしの手
続き

●代理人が申請する場合

- (1)登録する本人が書いた代理人選任届が必要です。
- (2)登録する印鑑をお持ちください。
- (3)代理人の印鑑も必要です。

代理人による申請の場合、照会・回答書を登録する本人にお送りして、本人の意思を確認しますので、即日登録はできません。

照会・回答書が届いたら、本人が回答書に署名、押印し、登録印とともに指定期間内にお持ちください。回答書と引換えに印鑑登録証を交付します。なお、回答書の提出も代理人によるときは、再度本人の書いた代理人選任届が必要です。

照会書を発行してから14日以内に回答書での手続きがされないと、申請がなかったものとみなしますので、ご注意ください。

<書式例>

代理人選任届	
代理人	住 所
	氏 名
	生年月日
私は係る印鑑登録(廃止)申請につき、上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。	
令和 年 月 日 委任者	印(登録印)
住 所 氏 名 生年月日	
袖ヶ浦市長 様	

※代理人選任届の用紙は市のホームページからダウンロードできます。もしくは便せんなどを使って作成したものでも可能です。委任者本人が必ず自署してください。収入印紙を貼る必要はありません。

▶印鑑登録証明書のとり方

- (1)印鑑登録証をお持ちください。
- (2)代理人が申請する場合は、登録者の住所・氏名・生年月日を確認してきてください。

●印鑑登録証をなくしたとき

- (1)印鑑登録廃止申請書を出してください。
- (2)引き続き印鑑登録をする場合、もう一度新規登録の手続きが必要になります。

●改印したいとき、登録印をなくしたとき

印鑑登録証を添えて印鑑登録廃止申請書を出して下さい。引き続き印鑑登録をする場合は、もう一度新規登録の手続きが必要になります。



マイナンバーカード ☎ 市民課 ☎ 60-1147

▶マイナンバーカードは大切に保管してください

マイナンバーカードに記載されている住所・氏名は、最新にする必要があります。転入届、転居届、氏名変更の手続きの際は、カード内容を変更しますので、必ずマイナンバーカードをお持ちください。

▶マイナンバーカードの申請

●申請手続き

通知カードに付属している個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し押印のうえ、パスポート用の顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼り付けて右記に郵送で申請するか、スマートフォン、パソコンから申請してください。

○郵送先

〒219-8732 日本郵便株式会社 川崎東郵便局
郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター

○スマートフォン等からの申請

通知カードに付属している「個人番号カード交付申請書」に記載のQRコードを読み取り、申請書を受け付ける公式のサイトから申請を行うことができます。

●交付案内

マイナンバーカードができると、市役所からはがき(交付通知書)でお知らせします。

●受け取り

- ・事前予約のうえ、必ず申請者ご本人が市役所までお越しください。
- ・受け取りには、交付通知書、通知カード、本人確認の書類が必要になります。
- ・交付の際、暗証番号(生年月日は指定不可)を設定する必要がありますので、事前に番号を決めておいてください。なお、暗証番号は、住所・氏名等の内容を変更をする際に必要となりますので、忘れないようお願いします。

※本人確認の書類

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、在留カードなど写真付の官公庁が発行したものは1点

これらをお持ちでない方は、健康保険証と他1点(年金証書、社員証、学生証、預金通帳、介護保険証など)



コンビニ交付サービス ☎ 市民課 ☎ 60-2980

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しなどの証明書を、キオスク端末(マルチコピー機)が設置されている全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。

●交付できる証明書

※窓口で取得するより100円引きになります。

証明書の種類	手数料
住民票の写し	200円
印鑑登録証明書	200円
所得・課税(兼非課税)証明書(最新の年度に限る)	200円
戸籍全部事項証明書・個人事項証明書	350円
戸籍の附票の写し	200円

●必要なもの

利用者証明用電子証明書が記録されているマイナンバーカード※マイナンバー通知カード、住民基本台帳カード、印鑑登録証では利用できません。

●利用時間

午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日を除く)

※戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの発行は平日の午前9時～午後5時

●利用場所

キオスク端末が設置されているセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンなど

※利用できる店舗の詳細は、地方公共団体情報システム機構のホームページ(<https://www.lg-waps.go.jp/01-03.html>)をご覧ください。

●利用方法

- (1)マルチコピー機で「行政サービス」を選択する。
- (2)マイナンバーカードをセットし、暗証番号(数字4桁)を入力する。
- (3)取得したい証明書と枚数を入力する。
- (4)手数料を投入すると証明書が発行される。

◆注意事項◆

住所異動をした当日や戸籍届出、市民税・県民税額の更正がある場合などは、異動情報が反映されるまで、一部証明書が取得できない場合があります。



証明書の時間外交付等 ☺ 市民課 ☎ 62-2970

●電話予約による証明書の時間外交付

住民票の写しと印鑑登録証明書について、予約時間内に電話予約した場合は時間外に交付を受けることができます。

- ・予約時間…平日：午前8時30分～午後5時15分
- ・交付時間…火曜日：午後5時15分～7時

休日：午前9時～午後5時

※受領時に本人確認が必要となりますので、運転免許証等の身分証明書、印鑑登録証をお持ちください。

●第2・第4日曜日の証明書交付窓口の開設

住民票の写しや戸籍関係の証明書、印鑑登録証明書、所得課税証明書の交付と、印鑑登録を行います。

※取り扱っていない証明書もありますので、詳しくは市民課、課税課にお問い合わせください。

- ・期日…毎月第2・第4日曜日(年末年始は除く)
- ・時間…午前9時～正午
- ・場所…市民課(市役所1階)



旅券(パスポート)申請 ☺ 市民課 ☎ 62-2970

10年・5年旅券の新規申請および切替申請、記載事項変更申請、申請した旅券の受け取りなどのお手続きを市民課で行えます。

受付日時 平日の午前9時～午後4時30分

※お手続きに必要なものなどの詳細は、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。



本人確認について ☺ 市民課 ☎ 62-2970

第三者の本人なりすましによる虚偽の届出や申請を防止するため、窓口での各種証明書の申請および届出等の際に本人確認をさせていただきます。

●本人確認を行う届出・申請

- 住民票の写し・戸籍謄抄本(全部・一部事項証明)などの証明書の申請
- 戸籍の届出
 - ・婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、転籍届など
- 住民異動の手続き
 - ・転入届、転居届、世帯変更届、転出届など



国民健康保険

加入・脱退等の届出

☺ 保険年金課 ☎ 62-3031



全ての手続きにおいて、顔写真付きの公的身分証、マイナンバー(個人番号)がわかるものが必要です。

▶ (1) 加入

こんなとき	窓口に持参するもの
他の市町村から転入してきたとき	前の市町村の転出証明書
退職したとき	健康保険の資格喪失証明書もしくは退職証明書(加入される方全員の氏名・資格喪失日がわかるもの)
社会保険の任意継続を脱退したとき	任意継続喪失証明書
社会保険の扶養から外れたとき	社会保険の扶養削除証明書
子どもが生まれたとき	出生届・出生証明書または出生届出済証明
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国人の方が国保に加入するとき	在留カード・パスポート・指定書(在留資格が特定活動の方)



▶ (2) 脱退

こんなとき	窓口に持参するもの
他の市町村に転出するとき	国保の保険証(脱退する方全て)
社会保険のある会社に就職したとき	国保の保険証(脱退する方全て)・社保の保険証
社会保険の扶養者になったとき	国保の保険証(脱退する方全て)・社保の保険証
国保加入者が亡くなったとき	国保の保険証(脱退する方全て)
生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証(脱退する方全て)・保護開始決定通知書
外国人の方が国保から脱退するとき	国保の保険証(脱退する方全て)

▶ (3) その他

こんなとき	窓口に持参するもの
住所・世帯主・氏名・世帯等が変わったとき	世帯全員の国保の保険証
保険証を紛失したとき	免許証・パスポート等の顔写真付きの公的身分証明
修学のため子供が親元を離れ、市外に転出するとき	保険証・在学証明書

保険給付

● 保険年金課 ☎ 62-3031



▶ 国民健康保険で受けられる給付のいろいろ

給付の種類	こんなとき	手続き・必要なもの	給付
療養給付	病気になったり、ケガをしたり、歯が痛むとき	国保を取扱う病院・医療機関の窓口に保険証を提出する	治療費の7割から8割
療養費	やむを得ない理由で保険証を持たずに、診療を受けたとき	かかった費用の領収書・診療報酬明細書・印鑑・振込先口座・保険証	審査後に保険対象費用の7割から8割の払い戻しが受けられます。
	医師が必要と認めたあんま・マッサージ・はり・灸などの施術を受けた場合	保険医の同意書・明細のわかる領収書・印鑑・振込先口座・保険証	
	医師が必要と認めたコルセット・ギブスなどの補装具・輸血のための生血代	保険証・保険医の証明書(診断書)・かかった費用の領収書・印鑑・振込先口座・輸血用生血液受領証明書(生血代のとき)	
	海外旅行中に病気になったとき	医師の診療内容明細書・領収書等(詳細は窓口までお問い合わせください)	海外療養費が支給されます。ただし、海外での治療目的の医療費等は対象になりません。
移送費	医師の指示により、緊急やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき	保険医の意見書・かかった費用の領収書・移送報告書・印鑑・振込先口座・保険証など	審査のうえ適当な額が支給されます。
出産育児一時金	子どもが生まれたとき	原則、国保から医療機関などに直接支払われます(直接支払制度)※1	出産育児一時金42万円が支給されます。(妊娠85日以上の死産・流産を含む)※2
葬祭費	加入者が死亡したとき	印鑑・振込先口座・葬儀の領収書または会葬礼状	葬祭費5万円が支給されます。(流産は支給されません)※2

※1 ・直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が42万円に満たない場合は、申請が必要となります。
・受取代理制度を利用する場合、出産予定日前2ヶ月以内に申請手続きが必要です。(詳細はお問い合わせください)

※2 他の健康保険から支給される場合は除きます。

▶ 自己負担割合(令和2年度基準)

医療機関で支払う自己負担の割合は年齢により違います。

小学校入学前	2割
小学校入学後70歳未満	3割
70歳以上	一定以上所得者(※) 上記以外
	3割 2割

※一定以上所得者とは、一定の所得(住民税課税所得が145万円)以上の方と、その世帯に属する70歳以上の人人が該当します。

ただし、同一世帯で国保に加入されている70~74歳までの方の課税所得の合計が210万円以下の場合は除きます。※70歳以上の方には、自己負担割合を示す「高齢受給者証」を保険証とは別に交付します。医療機関では、保険証と一緒に提示してください。

▶ 入院時食事代の標準負担額(1食あたり)(令和2年度基準)

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食当たり下記の標準負担額を自己負担することになります。

一般			460円
住民税 非課税 世帯	低所得 II ※1	90日までの入院	210円
		過去12か月で90日を越える入院	160円
	低所得 I ※2		100円

※低所得 I・IIに該当する方は「限度額適用・標準負担減額認定証」を提示することで医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられ、また、入院時の食事代が減額されますので、市役所保険年金課または行政センターで申請してください。療養病床入院時の食事代・居住費については、自己負担額が異なります。

※1 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者I以外)

※2 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

▶高額療養費(令和2年度基準)

医療機関の窓口で支払った額が、暦月(月の初めから終わりまで)、一定の額(自己負担限度額)を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

(1) 70歳未満の方 表1

- ①同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で支払った医療費が表1の自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。
- ②同じ世帯で、同じ月に、21,000円以上の医療費の支払が複数ある場合は、それらを合算して表1の自己負担限度額を超えた分が支給されます。
- ③同じ世帯で、過去12カ月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目からは表1の多数回該当の金額が自己負担限度額となります。

(2) 70歳以上の方(後期高齢者医療で医療を受ける方は除く) 表2

外来の場合は、個人ごとに外来の限度額Aを適用し、その後で入院分を含めて世帯単位で自己負担限度額Bを適用して計算します。

(3) 手続きなど

おおむね診療を受けた月から2カ月後に、文書でお知らせします。申請書・印鑑・顔写真付きの身分証明書・世帯主の口座番号のわかるものを持参して、市役所保険年金課または長浦・平川行政センターへ申請してください。

なお、高額療養費の申請に関する時効は、診療月の翌月の一日から2年間となっています。

(4) 限度額認定証等 表3

入院や外来で、医療費が高額になる場合、事前に申請し、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示することで、自己負担限度額までの支払いをすることができます。なお、70歳以上の方は区分によって発行されない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

(5) 特定疾病の場合

高額な治療を長期間継続して行う必要がある、人工透析が必要な慢性腎不全・血友病・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方は、申請により交付される「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提出すれば、毎月の自己負担限度額が10,000円または20,000円までとなります。

なお、後期高齢者医療にも同様の制度があります。

※上位所得者(総所得金額が600万円を超える世帯)については、自己負担限度額が20,000円になります。

●表1 70歳未満の場合

区分	所得区分	限度額
ア	基礎控除後の所得901万円超	252,600円+ (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数回該当: 140,100円]
イ	基礎控除後の所得600万円超~901万円以下	167,400円+ (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数回該当: 93,000円]
ウ	基礎控除後の所得210万円超~600万円以下	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数回該当: 44,400円]
エ	基礎控除後の所得210万円以下	57,600円 [多数回該当: 44,400円]
オ	住民税非課税	35,400円 [多数回該当: 24,600円]

●表2 70歳以上75歳未満の方

区分	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)A	外来+入院(世帯)B
現役並み所得者	III(課税所得690万円以上)	252,600円+ (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数回該当: 140,100円]	
	II(課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+ (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数回該当: 93,000円]	
	I(課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数回該当: 44,400円]	
一般	課税所得145万円未満	18,000円 (8月~翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円 [多数回該当: 44,400円]
低所得 II	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得 I	住民税非課税	8,000円	15,000円

※多数回該当とは、過去12か月以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

●表3 限度額認定証

対象となる方	医療機関に提示するもの		
70歳未満	住民税非課税世帯以外	限度額適用認定証	+ 保険証
	住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証	
70歳以上75歳未満	住民税非課税世帯以外	限度額適用・標準負担額減額認定証	+ 保険証兼高齢受給者証
	住民税非課税世帯	※区分によっては発行されない場合があります。事前にお問い合わせください。	

▶ 高額療養費貸付制度

この制度は、高額の医療費を必要とする世帯に対し、その医療費の一部について無利息で貸し付けし、後日支給される高額療養費で返還するものです。

(1) 貸付の対象者

次の条件を全て満たすこと

- ①袖ヶ浦市に住所があること
- ②原則として、市税および国民健康保険税を滞納していない世帯であること。
- ③保証人がいること。
- ④医療機関が承諾していること。

(2) 貸付額

高額療養費支給額の90パーセント以内の額

▶ 交通事故などで第三者から傷害を受けた時

交通事故などで第三者から傷害を受けてお医者さんにかかった場合でも、国保を使って治療を受けることができます。

ただし、その場合はすぐに警察に届けるとともに、国保窓口まで届出(第二者行為による傷病届)をしなければなりません。届出がないまま診療を受けると、国保が使えなくなる場合があります。

▶ 高額医療・高額介護合算制度(令和2年度基準)

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して下記の限度額を超えたときは、その超えた分が支給されます。

● 合算した場合の限度額(年額(毎年8月～翌年7月))

70歳未満の方

所得要件	限度額
基礎控除後の所得 901万円超	212万円
基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	141万円
基礎控除後の所得 210万円～600万円以下	67万円
基礎控除後の所得 210万円以下	60万円
住民税非課税	34万円

70歳以上75歳未満の方

所得要件	限度額
現役並み 所得者	課税所得690万円以上 212万円
	課税所得380万円以上690万円未満 141万円
	課税所得145万円以上380万円未満 67万円
課税所得 145万円未満 (一般)	56万円
住民税非課税 (低所得Ⅱ)	31万円
住民税非課税 (低所得Ⅰ)	19万円

▶ 人間ドック費用助成

国民健康保険加入者を対象に、人間ドックにかかる費用の一部を補助しています。契約医療機関のみ対象です。

(1) 契約医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号
こいで胃腸科・内科	袖ヶ浦市藏波台6丁目1番地5	0438-60-7451
袖ヶ浦医院	袖ヶ浦市奈良輪1丁目8番地8	0438-62-2401
袖ヶ浦さつき台病院 健診センター	袖ヶ浦市長浦駅前5丁目21番地	0438-38-6575
福王台外科内科	袖ヶ浦市福王台1丁目10番地9	0438-62-3881

医療機関名

医療機関名	所在地	電話番号
山口医院	袖ヶ浦市奈良輪535番地1	0438-62-2056
かずさアカデミア クリニック	木更津市かずさ鎌足 2丁目3番地9	0438-52-0211
君津中央病院	木更津市桜井1010番地	0438-36-1071
重城病院	木更津市万石341番地1	0438-41-6411
玄々堂君津病院	君津市東坂田4丁目7番地20	0439-52-2366
君津中央病院 大佐和分院	富津市千種新田710番地	0439-65-1251
市原メディカルキュア	市原市姉崎658番地	0436-61-0519
帝京大学ちば総合 医療センター	市原市姉崎3426番地3	0436-62-1268
医療法人芙蓉会 五井病院	市原市五井5155番地	0436-21-5521
亀田クリニック 健康管理センター	鴨川市東町1344番地	04-7099-1115
千葉ロイヤルクリニック	千葉市中央区新町1000番地 センシティーナー8F	043-204-5511
千葉脳神経外科病院	千葉市稻毛区長沼原町408番地	043-250-1228
亀田総合病院附属 幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3-CD-2	043-296-2321
井上記念病院	千葉市中央区新田町1番16号	043-245-8811
地域医療推進機構千葉病院 (旧:千葉社会保険病院)	千葉市中央区仁戸名町682番地	043-261-2228
みつわ台総合病院	千葉市若葉区若松町531番地486	043-254-3201
ポートスクエア 柏戸クリニック	千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー27階	043-245-6051
亀田京橋クリニック	東京都中央区京橋3丁目1-1 東京スクエアガーデン4F	03-3527-9202
東京品川病院 総合健診センター	東京都品川区東大井6丁 目3番22号	03-3761-4260
高津中央クリニック	神奈川県川崎市高津区 溝口1丁目16番3号	044-822-1278
竹内基クリニック	木更津市請西南4丁目2番地9	0438-30-2266
新赤坂クリニック ※予約時には「袖ヶ 浦市国保(または 後期)対象者であ る」とお伝えくだ さい。	東京都港区六本木5丁目5-1 六本木ロアビル11階	03-5770-1250

(2) 助成対象者の要件

- ①袖ヶ浦市の国保に6か月以上加入していること
- ②満年齢が35歳以上であること
- ③納期到来分の国民健康保険税を完納していること
- ④妊娠中でないこと
- ⑤現に加療中の場合、ドック受診に支障がないこと
- ⑥同一年度内に袖ヶ浦市の助成を受けて短期人間ドックを受検しない(していない)こと
- ⑦同年度に特定健診を受診しない(していない)こと
- ⑧ドック受診結果を市に提供すること(医療機関から直接提供されること)に同意すること

(3) 助成額

検査項目	助成額
基本検査	25,000円
基本検査以外の検査をした場合、下記の金額を基本検査の助成額に加算する ※ただし、加算後の上限額を50,000円とする	
胃内視鏡検査を実施	基本検査の額に5,000円を加算
大腸内視鏡検査を実施	基本検査の額に10,000円を加算
脳画像検査を実施	基本検査の額に15,000円を加算

(4) 手続のしかた

- ①医療機関で検査日を予約する
- ②検査日の14日前までに、市役所または行政センターに人間ドック利用申請書を提出する
- ③申請書確認後、利用承認書が受検者へ送付される
- ④利用承認書と保険証を持参して検査を受ける
- ⑤医療機関の窓口にて人間ドックの助成額を差し引いた額を支払う

▶ 特定健診・特定保健指導

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者の方を対象に、年度内に1回、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施しています。

健診では、腹囲測定やBMIで内臓脂肪の蓄積を調べ、さらに血圧や血糖、脂質、尿検査、肝機能検査、貧血検査といった基本的な検査と、喫煙歴などの生活習慣についての問診が行われます。その結果、メタボリックシンドロームのリスクに応じて、生活習慣病の予防や改善に向けた取り組みを支援する保健指導が行われます。健康状態の確認のために、特定健診を受診しましょう。対象者には個別に受診券を送付します。

※年度内に補助を受けて人間ドックを受診する方は、特定健診は受けられません。



国民健康保険税

国民健康保険税 保険年金課 ☎ 62-3092

医療費は、病院などで診療を受けた方がかかった医療費の一部を窓口で支払う一部負担金と、みなさんが納める保険税、国・県の補助金と市からの繰入金などでもかなわれています。保険税は医療費を支払うための大切な財源ですから、健全な国民健康保険事業の運営が図られるようきちんと納めましょう。

▶ 国民健康保険税の計算方法（令和2年度基準）

国民健康保険税は世帯ごとに、加入している被保険者の所得や資産および人数に応じて下記の表から算出（介護保険分国保税は40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者のみ算出）されます。年度途中で転入や社会保険離脱等により国民健康保険に加入した場合は加入した月から、転出や社会保険加入等により国民健康保険を脱退した場合は脱退した月の前月分まで、それぞれ月割で賦課されます。

所得割額	所得割額=課税総所得金額×所得割税率 ※前年中の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に税率を乗じます。 それぞれの被保険者について所得割額を算出し合算します。
均等割額	均等割額=被保険者的人数×1人あたりの金額
平等割額	平等割額=1世帯あたりの金額
課税限度額	年度において賦課される保険税の上限額
年税額	所得割額、均等割額、平等割額の合算額が年税額となります。
月割減額	年度途中で国民健康保険の資格を取得・喪失した被保険のある世帯、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の資格を取得・喪失した方がある世帯は、課税の対象とならない月数分の算定額を減額します。
期割	納期は7月から翌年2月までの8回払いです。（年度途中で国保に加入した世帯は、納期限未到来の納期数で分割してお支払いいただきます。）1,000円未満の端数は納期限未到来の最初の納期で調整します。

※年度ごとの税率等については、国民健康保険税のパンフレットまたはホームページをご覧ください。

▶ 国民健康保険税の軽減（令和2年度基準）

一定の所得金額以下の世帯については、均等割・平等割をそれぞれ軽減します。（基準数値は令和2年度の状況です）

軽減区分	世帯の総所得金額等※
7割	33万円以下
5割	33万円+（加入者数×28.5万円）以下
2割	33万円+（加入者数×52万円）以下

※軽減を判定する所得には、世帯主の所得が含まれるなど一定の基準があり、被保険者全員（擬制世帯主を含む）の申告が必要です。

▶ 国民健康保険税の納め方

保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していないなくても、世帯に加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります（擬制世帯主といいます）。

保険税の納め方は年齢によって異なります。40歳になるとみなさま介護保険に加入し、介護保険分を納めることになります。また、65歳になると介護保険料の納め方が変わりますのでご注意ください。

40歳未満の人

介護保険は40歳に達した月から加入することになります。保険税は「医療保険分」と「後期高齢者支援金分」をあわせて納めます。

国保の保険税
医療保険分
後期高齢者支援金分

40歳以上65歳未満の人

40歳以上65歳未満の人は介護保険の第2号被保険者になります。保険税は「医療保険分」と「後期高齢者支援金分」に「介護保険分」をあわせて納めます。

国保の保険税
医療保険分
後期高齢者支援金分
介護保険分

※年度途中で65歳になる人は65歳になる前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護保険分は、国保税として年度末までの納期に分けて納めることになります。

65歳以上75歳未満の人

65歳以上75歳未満の人は
介護保険の第1号被保険者になります。保険税は「医療保険分」と「後期高齢者支援金分」を納め、介護保険料は別に納めます。

※世帯主を含む被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、原則として世帯主の年金からの天引きとなります。但し、条件により実施されない場合があります。

国保の保険税

医療保険分
後期高齢者支援金分

●国民健康保険税の納付は便利で確実な口座振替で

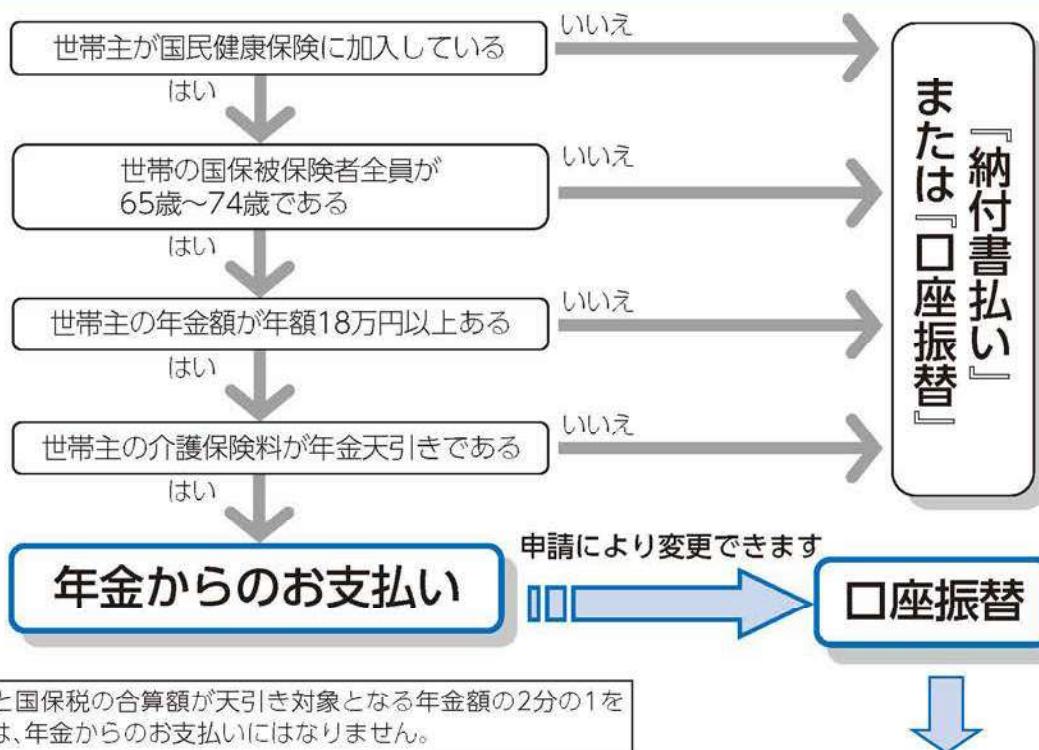
あなたの指定された預金口座から自動的に納付するしくみです。一度手続きすると毎年継続されますので、たいへん便利です。

申し込み場所	預金口座のある金融機関(銀行、信用金庫、農協など)郵便局・市役所(行政センター)
必要なもの	①通帳またはキャッシュカード ②通帳届出印 ③保険証または納税通知書

※世帯主変更や口振手続後、社保加入等により一定期間以上口振をしていない場合は、新規にお届けが必要な場合があります。

▶国民健康保険税の年金天引き

世帯内の国保被保険者が全員65歳～74歳で世帯主も国保被保険者の場合、世帯主の年金から保険税をお支払いいただくことになります。



※介護保険料と国保税の合算額が天引き対象となる年金額の2分の1を超える場合は、年金からのお支払いにはなりません。

ご希望の方は、保険年金課または各行政センターの窓口でお手続きください

必要な書類等	①通帳またはキャッシュカード ②通帳届出印 ③保険証または納税通知書(既に国保税として口座登録をされている方は③のみ) •相談先:保険年金課 後期・賦課徴収班 ☎62-3092
--------	---

▶ 国民健康保険税を滞納していると

特別の事情がないのに保険税を滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます。

①納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。また、有効期間の短い保険証(短期被保険者証)を交付する場合があります。

※短期被保険者証

保険証の有効期間が短くなりますので、頻繁に市役所窓口での更新手続きが必要になります。



②納期限から1年を過ぎると、保険証を返してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。

※資格証明書

被保険者であることを証明するだけのもので、医療費はいったん全額負担することになります。



③さらに未納が続くと、国民健康保険の給付が全部、または一部差し止めになる場合があります。



④それでも納めないと、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれる場合があります。

● どうしても納付が難しいときは、お早めにご相談を…

特別な事情により国民健康保険税の納付が困難なときは、申請により分割納付などもできますので、滞納のままにせずお早めにご相談ください。

○相談先 納税課 納税班 ☎62-2653



後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度 ○ 保険年金課 ☎62-3092

▶ 後期高齢者医療の対象となる方

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方(市へ申請して広域連合から認定を受ける必要があります。)

上記以外の方は、加入している社会保険または国民健康保険で医療を受けることになります。

▶ 後期高齢者医療の対象となる日

- ・75歳の誕生日の当日
- ・65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方は、広域連合の認定を受けた日

▶ こんなときは届出を

住所が変わったときなどは、市役所への届出が必要です。

こんなとき	届出に必要なもの
65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療保険に加入するとき	医療保険の保険証・身体障害者手帳・国民年金証書・療育手帳など
県外の市町村から転入してきたとき	負担区分等証明書
他市町村へ転出するとき	後期高齢者医療被保険者証
死亡したとき	後期高齢者医療被保険者証
生活保護を受けるようになったとき	後期高齢者医療被保険者証、生活保護開始決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
住所・氏名などが変わったとき	後期高齢者医療被保険者証

▶ お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、千葉県後期高齢者医療広域連合の『被保険者証』を窓口で提示してください。

▶ 医療機関で支払う自己負担割合(令和2年度基準)

後期高齢者医療の自己負担割合は前年の所得状況により、下記の所得区分に分けられ、1割または3割となります。

なお、自己負担割合の判定は毎年8月に行い、新しい被保険者証を交付します。



自己負担の割合	所得区分	判定基準
3割	現役並み所得者3	市町村民税課税所得が690万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者
	現役並み所得者2	市町村民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者
	現役並み所得者1	市町村民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者
1割	一般	現役並み所得者、区分2、区分1以外の被保険者
	区分2	世帯の全員が市区町村民税非課税のかた(区分1以外の被保険者)
	区分1	・世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額80万円で計算)が0円となる被保険者 ・世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給しているかた

※現役並み所得者であっても、世帯内の被保険者の収入額が一人の場合で383万円以下、二人以上の場合は520万円以下である場合は申請することで1割負担となります。

※区分1・2に該当する方は「限度額適用・標準負担減額認定証」を提示することで医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられ、また、入院時の食事代が減額されるので、市役所保険年金課または行政センターで申請してください。

▶ 入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)<令和2年度基準>

自己負担割合	所得区分		食費 (一食当たり)
3割	現役並み所得者		460円
1割	一般		210円
	区分2	過去12か月の入院日数が90日まで	160円
	区分2 (長期該当※1)	過去12か月間で減額認定証を受けていた期間の入院日数が90日超	100円

※療養病床入院時の食事代・居住費については、自己負担額が異なります。

※1 区分2に該当し、過去12か月で入院日数が91日となつたときは、入院日数のわかる領収書等を添えてご申請ください。なお、申請月の翌月初日から有効となります。

▶ 医療費が高額になったとき<令和2年度基準>

1か月間(同じ月内)に自己負担した医療費が高額になった場合、申請することにより、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。(申請は一度していただければ、次回以降は不要です。)

※入院時の食事代や差額ベッド代などの保険適用外の費用は含みません。

●自己負担限度額(月額)

自己負担割合	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み所得者3	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ・多数回該当(※1)の場合は140,100円	
	現役並み所得者2	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ・多数回該当(※1)の場合は93,000円	
	現役並み所得者1	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ・多数回該当(※1)の場合は44,400円	
1割	一般	18,000円 年間 (8月~翌年7月) 144,000円上限	57,600円 ・多数回該当(※1)の場合は44,400円
	区分2	8,000円	24,600円
	区分1	8,000円	15,000円

※多数回該当とは、直近12か月以内に、3回以上世帯単位の高額療養費が該当となった場合、4回目以降自己負担限度額が減額されることです。

▶ 高額医療・高額介護合算制度<令和2年度基準>

同じ世帯内で、後期高齢者医療制度・介護保険の自己負担額が高額になったときは、双方の自己負担額を年間(毎年8月から翌年7月まで)で合算し、下表の限度額を超えた額が、申請により支給されます。

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険の自己負担限度額(年額)
現役並み所得者3	212万円
現役並み所得者2	141万円
現役並み所得者1	67万円
一般	56万円
区分2	31万円
区分1	19万円

※区分1で世帯内に介護保険の受給者が複数いる場合は、限度額が異なる場合があります。

▶ 短期人間ドック費用助成

後期高齢者を対象に、短期人間ドックにかかる費用の一部を補助しています。

(1)補助対象者の要件

- ①年度内に補助を受けていないこと
- ②現に加療中の場合は受検に支障がないこと
- ③納期到来分の後期高齢者医療保険料を完納していること
- ④年度内に健康診査を受診していない(受診を予定していない)こと

(2)その他

補助金額は、20,000円です。なお、検査費用が20,000円を下回る場合は、検査費用が上限となります。手続等については、国民健康保険と同様の内容です。(P64、65参照)

▶ 健康診査

千葉県後期高齢者医療広域連合から受託し、千葉県後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方を対象に年度内に1回実施しています。

この健診は、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的として、身体計測、血圧、血糖、脂質、尿検査、肝機能検査をします。すでに生活習慣病で治療中の方は、治療を優先してください。

対象者には、個別に通知しています。

※健康診査と人間ドックは、どちらか一方の受診となります。

▶ 厚生労働大臣が指定する特定疾病患者の場合は

高額な治療を長期間継続して行う必要がある、下記の疾患有する医療を受けている方は、申請により交付される「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」を医療機関に提示することで、毎月の自己負担限度額が10,000円までとなります。

- (1)人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全
- (2)血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第VII因子障害または第IX因子障害(いわゆる血友病)
- (3)抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)

▶ その他の医療費の支給

以下のような場合は、医療費の全額を自己負担し、市役所に申請して認められると自己負担分を除いた金額が支給されます。

- (1)やむを得ない理由で被保険者証等を持たずに医療機関等で医療等を受けた場合や保険医療機関以外等で医療等を受けた場合(海外旅行中に医療を受けた場合を含む)
- (2)医師が必要と認めたコルセット等の治療用装具(補装具)を購入した場合
- (3)医師が必要と認めたはり・きゅう・あんま・マッサージを受けた場合
- (4)骨折やねんざ等で保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合

▶交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によりけがをした場合、市役所に届け出て認められれば、後期高齢者医療で医療を受けることができます。

この場合、後期高齢者医療が一時的に医療費を立て替えし、後で加害者に費用を請求することになります。

(1)届出の手順

- ①速やかに警察に届けて、「交通事故証明書」をもらう。
- ②市役所に「第三者の行為による傷病届」を提出する。

※用紙は市役所に置いてあります。

(2)示談は慎重に

示談の内容によっては、後期高齢者医療で医療を受けることができなくなることがありますので、示談する前に必ず市役所に相談してください。

(3)後期高齢者医療で医療を受けられない場合

第三者の行為によるものでも次のような場合には、後期高齢者医療で医療が受けられません。

- ①仕事や通勤中の事故が原因のけがや病気
→労災保険の対象になります。
- ②けんかや飲酒運転による事故など
→給付の制限があります。



後期高齢者医療保険料 保険年金課 ☎62-3092

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度に変わり、平成20年4月より導入された医療保険制度です。75歳以上(65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方で広域連合の認定を受けた方)のみさんが被保険者(加入者)となって、保険料を納めます。

▶後期高齢者医療保険料の計算方法

後期高齢者医療制度は、千葉県内全ての市町村が加入した「千葉県後期高齢者医療広域連合」により運営されています。保険料は以下のように計算されます。

$$\text{保険料(限度額64万円)} = (1) \text{均等割額} + (2) \text{所得割額}$$

- (1)均等割額: 43,400円 被保険者全員が均等に負担する額
- (2)所得割額: 8.39% 被保険者の所得に応じて負担する額
※所得割額は被保険者の前年の総所得金額から、基礎控除額33万円を引いた額を元に計算されます。

※均等割額および所得割率は令和2年度の状況です。

▶後期高齢者医療保険料の軽減措置

(1)均等割額の軽減

次の所得に該当する世帯では、均等割額が軽減されます。

軽減割合	総所得金額(世帯主および被保険者の所得の合算)
7割軽減	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
7.75割軽減	33万円以下(7割軽減に該当する世帯以外)
5割軽減	33万円+(28.5万円×被保険者数以下)
2割軽減	33万円+(52万円×被保険者数以下)

* 当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた方については、軽減判定の際、高齢者特別控除として15万円を控除します。

* 基準数値は令和2年度の状況です。

(2)被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで国保以外の保険(社会保険や共済組合など)で被扶養者となっていた方は、所得割額の負担はなく、均等割額も制度加入後、2年を経過する月までは5割軽減されます。

▶後期高齢者医療保険料の納め方

後期高齢者医療保険料の納め方は、年金の受給額等により「特別徴収」と「普通徴収」に分かれます。

●「特別徴収」…年金天引き

年6回、偶数月の年金支給日に、年金から天引きする方法です。介護保険料と同じ形となります。

●「普通徴収」…納付書または口座振替による個人払い

年金が18万円未満の方、あるいは、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金額の2分の1を超える方は、お送りする納付書による個人払い(申請のあった場合は口座振替)となります。納期は、7月から翌年2月の8回払いです。

●年金天引きから口座振替への切り替えが可能です

特別徴収(年金天引き)で保険料を納付している方は、届出により納付方法を普通徴収(口座振替)に切り替えることができます。

税申告の際の社会保険料控除は、口座振替により支払った方の控除として申告できます。

申し込み場所	市役所または行政センター
必要なもの	通帳(または金融機関、口座番号がわかるもの)・通帳届出印・保険証または納入通知書

▶保険料を滞納していると

特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い保険証(短期被保険者証)が発行されます。

●どうしても納付が難しいときは、お早めにご相談を…

後期高齢者医療保険料の納付が困難なときは、必ずご相談ください。

●相談先

袖ヶ浦市役所 保険年金課 後期・賦課徴収班

☎62-3092

千葉県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課

☎043-308-6768



国民年金

国民年金とは

保険年金課 ☎62-3092

▶ 国民年金とは

日本に住む全ての人を対象にして年をとったり、障害者になったり、亡くなった時に年金を支給して生活の安定を図る制度です。

20歳以上60歳未満で、日本に住所を有するすべての方が加入しなければなりません。

▶ 加入者の種類

国民年金の加入者は次の3種類に分けられています。この分類は保険料の納付や年金の支給などに関わる大事なことですので、ご自分がどれに該当するのか覚えておいてください。

第1号被保険者	農業・自営業・学生など第2号、第3号被保険者以外の方
第2号被保険者	会社や学校、法人に勤めるサラリーマンなど、厚生年金や共済組合に入加入している方は自動的に国民年金に加入することになります。
第3号被保険者	厚生年金や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者が第3号被保険者になります。

▶ 保険料

国民年金の保険料は月額16,540円(令和2年度)です。ただし、第2号と第3号被保険者は厚生・共済の各年金制度が保険料を拠出しているため、直接のお支払いはありません。(第3号被保険者の場合、配偶者の給料から天引きされるわけではありません。)



▶ 保険料の納付

(1) 窓口納付

日本年金機構から送られてくる納付書によって、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で納付ができます。前納することにより割引があります。

(2) 口座振替納付

あなたの指定した預金口座から月末に自動的に引き落とされます。希望者は、預金通帳、通帳印、納入通知書を持って金融機関や郵便局又は市役所、行政センター等へ申し込みください。なお、前納することにより割引があります。

(3) クレジットカード納付

将来の保険料を定期的にクレジット会社が立替払いし、クレジット会社がカード会員に請求します。前納することにより割引があります。希望者は、申込用紙に必要事項をご記入の上、年金事務所へお申込みください。

(4) インターネット等を利用して納付

インターネットや携帯電話を利用した電子納付も出来ます。

納付方法は、「日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)」で案内しています。

▶ こんなとき、こんな手続きを

こんなとき	必要なもの
厚生年金保険・共済組合の加入をやめたとき (扶養している配偶者がいる人はあわせて届け出を)	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、離職証明書等
厚生年金・共済組合の加入者の扶養からはずれたとき (離婚したときや収入が増えたとき)	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証 扶養離脱年月日がわかるもの
第1号被保険者が国外へ居住したとき (第1号被保険者は任意加入ができます)	印鑑、年金手帳、国内協力者の住所・氏名、パスポートなど
第1号被保険者が帰国したとき (任意加入していた人も届出が必要です)	印鑑、年金手帳、帰国年月日のわかるもの
任意加入するとき、任意加入をやめるとき (60歳以上70歳未満の任意加入者など)	印鑑、年金手帳

* 第1号被保険者が住所や氏名の変更をした時は、住民票の異動手続きをすると、自動で変更されます。

* なお、第3号被保険者にかかる届出については、第3号被保険者の配偶者(第2号被保険者)が勤務する事業主(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団を含む)が届出先となります。

» 国民年金の支給

※令和2年度の額です。年金額は毎年度変わります。

種類	支給条件	支給額
老齢基礎年金	保険料を納めた期間と免除を受けた期間を合わせて10年以上の方で、65歳から支給 ※希望により、繰り上げまたは繰り下げる支給ができますが、年金額受給額が変わります。	年金額 781,700円(満額) ※未納期間がある場合などは、その期間に応じて上記の額から減額されます。
障害基礎年金	一定期間以上保険料を納めている方が病気やけが等で日常生活に著しく支障のある障害になったときに支給 ※20歳前の病気やケガがもとで障害の状態になった場合には原則として20歳から支給(本人に所得制限あり)	年金額 977,125円(1級) 781,700円(2級) ※18歳に達する年度末までの子(障がいのある子は20歳未満)がいる場合は、次の金額を加算 1人目、2人目それぞれ 224,900円 3人目以降 1人につき、75,000円
遺族基礎年金	一定期間以上保険料を納めている夫または妻が死亡したときに、18歳未満(障がいのある子20歳未満)の子のある夫または妻。あるいは、18歳未満(障害のある子は20歳未満)の子に支給	子が1人いる配偶者の場合 年金額 1,006,600円 子1人が受けける場合 781,700円 ※子が2人以上いる場合は、次の金額を加算 2人目 224,900円 3人目以降 1人につき、75,000円
第1号被保険者の独自給付	寡婦年金	寡婦年金の年金額 夫が65歳から受け取れることができた老齢基礎年金額の3/4に該当する額
	死亡一時金	支給額 120,000円～320,000円 ※付加保険料納付期間が3年以上ある場合は、一律8,500円を支給
	脱退一時金	支給額 49,620円～297,720円
	付加年金	付加年金の年金額 200円×付加保険料納付月数
特別障害給付金		支給額 1級に該当する方 月額52,450円 2級に該当する方 月額41,960円

年金生活者支援給付金制度

» 年金生活者支援給付金の支給

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。詳しくはお問い合わせください。

(1) 老齢年金生活者支援給付金

65歳以上で老齢基礎年金を受けている方のうち、世帯の全員が住民税非課税で、年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下の方

(2) 障害年金生活者支援給付金

障害基礎年金を受けている方のうち、前年所得額が約462万円以下の方

(3) 遺族年金生活者支援給付金

遺族基礎年金を受けている方のうち、前年所得額が約462万円以下の方





税金

相談や問い合わせ

市税

- 市民税等について 課税課市民税班 ☎62-2519
 固定資産税等について 課税課資産税課税班 ☎62-2544
 市税の納付等について 納税課 ☎62-2653・62-2647

県税

- 木更津県税事務所(木更津市貝渕3-13-34) ☎25-1110

国税

- 木更津税務署(木更津市富士見2-7-18) ☎23-6161

市税

市税の種類

- 1. 市民税
住民等が納める税金(個人・法人)
- 2. 固定資産税
土地や家屋などの所有者が納める税金
- 普通税
- 3. 軽自動車税(環境性能割・種別割)
バイク・軽自動車などの所有者等が納める税金
- 4. 市たばこ税
たばこの喫煙者が負担する税金
- 目的税
- 5. 都市計画税
市の都市計画事業に充てるため市街化区域内の土地家屋の所有者が納める税金
- 6. 国民健康保険税
国民健康保険に加入している世帯が納める税金
- 7. 入湯税
鉱泉(温泉)浴場の利用客が負担する税金

▶個人市民税(住民税)

- 対象
1月1日現在、袖ヶ浦市内に住んでいる人
 ○申告の必要な人
 (1)営業等・農業・不動産・配当・年金・給与などの所得のあった人
 (2)給与所得者のうち、前年途中で退職し、その後勤めていない人、または、2ヵ所以上から給与の支払を受けた人
 (3)所得がなく、扶養控除の対象になっていない人で、「所得・課税(兼非課税)証明書」が必要な人

- 申告の不要な人

- (1)所得税の確定申告をする人
 (2)勤務先から袖ヶ浦市に給与支払報告書が提出されている人

- 申告時期

2月16日～3月15日

- 税額

均等割額(千葉県1,500円+袖ヶ浦市3,500円)+
所得割額(課税所得金額×税率(千葉県4%+袖ヶ浦市6%))

▶法人市民税

- 対象
市内に事務所または事業所等がある法人

- 税額等

国税として申告した法人税額を課税標準として算出する法人税割と資本金等の額及び従業者数によって区別される均等割との合計額を事業年度終了の日から2ヶ月以内に確定申告して納めることになっています。また事業年度開始の日以後、6ヶ月を過ぎた日から2ヶ月以内に中間申告(予定申告)をすることになっています。



広告

相続税の対策は万全ですか?

相続税って高いの?
生前贈与って?
実家に住み続けたい!
そんな不安を総合的にアドバイス

ケース別の相続額シミュレーションを行い、円満な相続をリードします。

相続 贈与 事業継承

税金対策の事は
TEL 0438-60-1135

勝畠税理士事務所
TKC 所長 勝畠 元宏
袖ヶ浦市奈良輪1-9-3
<https://www.tkcnf.com/k-tax>

松井税理士事務所
Matsui certified tax accountant office

税に関する相談
お気軽にお電話下さい

袖ヶ浦市藏波台2-7-20
TEL 0438-63-3348
FAX 0438-63-3498

**税理士会による
税の無料相談 要予約**

日 時 祝日以外の毎月第2水曜日
午前10時から午後3時

会 場 木更津工商会館内

対 象 税理士が関与していない一般納税者

利 用 方 法 まず電話で予約してください
電話受付は月～金の9時～15時
TEL.0438-37-9000

内 容 面接相談方式による税に関する相談
但し、書類の作成などは行いません

千葉県税理士会木更津支部
〒292-0838 千葉県木更津市潮浜1-17-59-4F
Tel:0438-37-9000
<https://kisarazuzei.jp/>

▶ 軽自動車税(環境性能割、種別割)

○対象

軽自動車を取得した人(環境性能割)及び毎年4月1日現在で、市内に定置場のある原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人(種別割)

*乗らなくなった車は、廃車手続きをしないといつまでも税金がかかります。廃車手続きは確実にしてください。また、原動機付自転車等が盗難にあった際は、警察に盗難届を出すほか、廃車手続きもお忘れなく。

*軽自動車等の登録、廃車などの申告手続きは下記まで。

125cc以下のオートバイ 小型特殊自動車	袖ヶ浦市役所課税課市民税班 62-2519
125cc超のオートバイ	袖ヶ浦自動車検査登録事務所 登録手続案内 050-5540-2025
軽自動車(三輪、四輪)	軽自動車検査協会千葉事務所袖ヶ浦支所 コールセンター 050-3816-3116

● 税額

車種		税額(1台)	平成27年 3月31日 までに新規登録さ れた車両	左記のう ち新規登 録日から 13年を超 えた車両
原動機付 自転車	排気量 50cc以下	2,000円		
	50cc超え90cc以下	2,000円		
	90cc超え125cc以下	2,400円		
	ミニカー	3,700円		
軽自動車	2輪	3,600円		
	3輪	3,900円	3,100円	4,600円
	4輪 乗用車	営業用 自家用	6,900円 10,800円	5,500円 7,200円
	4輪貨物	営業用 自家用	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円		
	その他のもの	5,900円		
	2輪の小型自動車	6,000円		

● 軽自動車税種別割(四輪及び三輪車)のグリーン化特例

排出ガスや燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両(電気自動車など)に対して、燃費基準等に応じて軽自動車税種別割を軽減する特例措置があります。これは車両を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するもので、1年限りの適用です。その後は標準税率となりますのでご注意ください。



広 告

相続・贈与・譲渡申告
税務代理・税務書類の作成
記帳・決算・税務相談

**税理士法人
竹本会計事務所**

税理士 竹本 秀幸
行政書士
税理士 竹本 一忠

認定経営革新等支援機関
ID番号 105912000602

木更津市岩根 4-6-6 JR 岩根駅徒歩 5 分

TEL.0438-41-1857

<http://takemotokaikei.com>



▶市たばこ税

たばこの代金には、市の財源となる税金が含まれています。たばこは市内でお求めください。

▶固定資産税

○対象

毎年1月1日現在、市内に所在する土地や家屋、償却資産の所有者

○税額等

税額は、固定資産課税台帳に登録された価格（課税標準額）に100分の1.4の税率をかけて算出した額です。

○新築住宅に対する軽減

新築された住宅（床面積要件等あり）は、新たに固定資産税が課税されてから一定期間、床面積120m²までの居住部分の税額が2分の1に減額されます。

区分	減額される期間
一般住宅	新築後3年度分 (3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分)
長期優良住宅※	新築後5年度分 (3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分)

※市への申告書の提出が必要です。

○改修住宅に対する軽減

一定の要件を満たす「耐震改修」、「バリアフリー改修」及び「省エネ改修」が行われた住宅は、改修後3ヶ月以内に関係書類を添えて申告することにより、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税について減額されます。

区分	対象床面積	減額する税額	
		一般住宅	長期優良住宅
耐震改修	120m ² 相当分	1/2	2/3
バリアフリー改修	100m ² 相当分	1/3	
省エネ改修	120m ² 相当分	1/3	2/3

※バリアフリー改修と省エネ改修のみ併せて申告することができます。

○償却資産の申告

事業用の償却資産（機械設備など）の所有者は、毎年1月1日現在の資産を1月末日までに申告してください。

▶都市計画税

○対象

毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地や家屋の所有者

○税額等

税額は、固定資産課税台帳に登録された価格（課税標準額）に100分の0.2の税率をかけて算出した額です。固定資産税と併せて納付していただきます。

▶入湯税

○対象

鉱泉（温泉）浴場の利用者

○税額等

日帰り 50円 宿泊を伴うもの 150円



市税に関する証明

市税に関する証明

○課税課 ☎62-2519・2544 納税課 ☎62-2647

課税証明や納税証明等が必要なときは、原則として本人が本人確認できる身分証明書を持参のうえ、課税課、納税課または各行政センターの窓口で申請してください。代理人による申請の場合は、本人が自署押印した委任の旨を証する文書（委任状）と代理人の本人確認できる身分証明書が必要です。

袖ヶ浦市長様	委任状	(書式例)
代理人 住所 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 氏名 袖ヶ浦 太郎		
私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。		
記		
1. ○ ○ 証明書の交付申請に関すること 2. 原動機付自転車等の登録・廃車に関すること 3. 土地家屋名寄帳の取得に関すること		
} 目的に合わせて、委任事項を記入して下さい。		
以上		
令和 年 月 日	委任者 住所 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 氏名 袖ヶ浦 花子 印 生年月日 昭和40年1月1日 電話番号 0438-62-2111	

※委任状は原本の提出をお願いします。また委任者氏名は、本人が署名（自筆）・押印してください。

○市税に関する証明を請求される方は、本人確認できる身分証明書を持って、市役所または各行政センターまでお越しください。市税に関する証明事項は、個人の秘密に属するものですから、原則として、「納税義務者本人」もしくは「市内の同一世帯の家族」にのみ交付されます。

それ以外の方(市外在住者を含む)が申請する場合には、納税義務者本人からの委任状が必要となります。

手数料や委任状の要否については、次のとおりです。

証明内容	区分	金額	委任状の要否等
●市民税関係			
所得・課税(兼非課税)証明※	所得及び税額の証明	300円	必要(同一世帯の親族のみ不要)
法人所在証明	軽自動車用	無 料	
	普通自動車用	300円	
その他の証明	営業証明	300円	必要
	狩獵者登録免許税免除証明	300円	必要
●資産税関係			
評価証明		300円	必要 ※所有者が死亡している場合 ・所有者の死亡を確認できる書類(除籍謄本等) ・申請者が所有者の法定相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)
公課証明		300円	
土地家屋証明		300円	
価格通知		無 料	法務局長の価格通知持参
住宅用家屋証明		1,300円	
閲 覧	名寄帳	300円	必要(評価証明等と同要件)
	地番図	300円	複写が必要な時は、別途コピー代要
●納税関係			
納税証明	軽自動車車検用	無 料	
	納税証明(税目いくつでも)	300円	必要(同一世帯の親族のみ不要)
	完納証明	300円	必要(同一世帯の親族のみ不要)

※ 所得・課税(兼非課税)証明 コンビニ交付の場合、金額は200円です。また、最新年度分のみ取得できます。

市税及び国民健康保険税の納付

市税及び国民健康保険税の納付

○ 納税課 ☎62-2647・2653

▶納付時期

市税は、定められた期限(納期限)までに納税者のみなさんに自主的に納めていただくものです。福祉、教育、土木事業など、毎日の生活や、よりよい街づくりのために使われる市民のみなさんの大切な財産です。国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心してお医者さんにかかることができるよう、加入者の皆さんで支え合う制度であり、国民健康保険に加入すると、保険税を納める義務が生じます。納期内納付にご協力ください。



税目 納付月	市・県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税
4月		1期		
5月			全期	
6月	1期			
7月		2期		1期
8月	2期			2期
9月				3期
10月	3期			4期
11月				5期
12月		3期		6期
1月	4期			7期
2月		4期		8期
3月				



▶ 納付場所

- ・袖ヶ浦市役所
- ・平川行政センター
- ・長浦行政センター



下記金融機関の本支店

- ・みずほ銀行
- ・三井住友銀行
- ・千葉銀行
- ・千葉興業銀行
- ・京葉銀行
- ・三井住友信託銀行
- ・中央労働金庫
- ・千葉信用金庫
- ・館山信用金庫
- ・君津信用組合
- ・君津市農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行(郵便局)

下記コンビニエンスストア等

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・デイリーヤマザキ
- ・ミニストップ
- ・ファミリーマート
- ・コミニティ・ストア
- ・MMK設置店
- ・セイコーマート
- ・ハマナスクラブ
- ・ハセガワストア
- ・ダイエー
- ・ポプラ
- ・くらしハウス
- ・スリーエイト
- ・生活彩家
- ・ローソンストア100
- ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・PayPay
- ・LINEPay

※以下の納付書はコンビニエンスストア等で納付ができます

- ・利用期限が過ぎたもの
- ・金額の訂正があるもの
- ・バーコードの印字がないもの
- ・1枚当たりの金額が30万円を超えるもの

▶ 口座振替制度

市税及び国民健康保険税は金融機関(納付場所参照)または郵便局などの預貯金口座から納期ごとに自動的に振り替えて納めることができます。納付のたびに金融機関に出向く必要がなく、お忙しい方や、不在がちの方には、とても便利です。ぜひ、ご利用ください。

● 口座振替できる税目

- ・市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税

● 申し込み手続き

キャッシュカードまたは預金通帳、通帳届印、納税通知書をお持ちの上、取り引きされている金融機関、郵便局、または市役所、各行政センターの窓口で簡単に申し込み手続きができます。

▶ 市税及び国民健康保険税の滞納について

定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。

滞納になると督促状を送付します。その後、特段の理由もなく納付されないときは、滞納している者の給与や財産(不動産、動産、生命保険、預貯金、年金等)を差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を執行します。

また、市税及び国民健康保険税を滞納すると、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納める必要があります。
※金融機関等からの入金確認には数日を要します。

● 延滞金

延滞金は、滞納税額を基礎として、納期限の翌日から1か月を過ぎるまでの期間は、年7.3%、それ以降は、年14.6%の割合を乗じて計算した金額です。

なお、毎年見直される延滞金特例基準割合が7.3%に満たない場合は、納期限の翌日から1か月を過ぎるまでの期間は、年1% + 延滞金特例基準割合、それ以降は年7.3% + 延滞金特例基準割合を滞納税額に乗じて計算した金額です。
(参考:R3年分延滞金特例基準割合1.5%)

● 納税相談

納期限内に納めることができない場合は、必ず納税課に連絡し、納税の相談をしてください。

